委託ガイドライン代替策の具体的な取組への着手に向けて

■指針上の委託ガイドラインの位置づけ

- → 協働を推進するに伴い、実際に市が協働を実施するとなったときに、市 としてどのような手続き、運用(予算確保、団体の選考、選考理由)を もって取り組めるかを明確に整理していく必要がある。
- ↓ エール事業のストーリーとしては、新コースまたは協働コースの出口として各課独自の協働事業もしくは委託を思い描いている。
- ◆ 委託と協働では、市の予算支出上も取組の趣旨も大きく異なることから、同時に整理が求められる。そのため、委託ガイドラインの具体的内容の検討と同時進行していく形となるが、これまでの推進委員会での議論において、重要な要素は「情報発信・周知啓発」にある。
- → そのため、委託ガイドラインは、指針では(5)がメインとなるが、今後検討していく具体的な取組の内容上「(3)情報の提供に関すること」と「(7)協働の推進に関すること」にも大きく関連するため、指針第2期の更新作業と同時に指針の内容も整理しながら、一体となって取り組んでいきたい。(第2期案では、施策の分類をIに設定)

■前回報告の振り返り

★委託ガイドライン検討の結果報告

➡ 当初想定していた、「市民活動団体への委託を担保することを目的とした委託ガイドライン」は困難であると結論づけた。

★ガイドラインに代わる代替案の目的の設定

- → 市民活動推進委員会や庁内検討委員会の議論を踏まえ、委託ガイドラインを策定する目的を『市民活動団体への発注機会を増やすための職員の意識改革を促し、具体な契約方法を周知する』、『受注機会を増やすために、団体側が市からの受注を受けるための手法や流れなどを周知する』に修正。
- ↓ この目的の場合、必ずしも「委託ガイドライン」を策定する必要はなく、実効性をもたせるためにはむしろ簡易的な手法を用いて、職員及び市民に働きかけていくことのほうが重要であると考え、下記のとおりとする。

【職員による発注機会拡大の観点】

①職員の意識改革を促すための周知資料を作成する

資料(チラシ・パンフレット的なものをイメージ)を作成し、掲示板やモーニングメッセージ、職員研修などで積極的に周知し、職員の意識改革を図る。

②市民活動団体の契約先リストを作成する

市内の市民活動団体の実績や活動地域、得意とする領域などをまとめたリストを作成し、①とともに職員に周知することで、そもそも一般企業と比べて、契約先の俎上にあがらない市民活動団体を、一般企業と同じ土俵に立たせる。

【市民活動団体の受注機会の拡大の観点】

③市民活動団体向けに HP や周知資料を整備する

市民活動団体が、市の契約を受注するためには一定のルールに従って手続きを踏む必要がある。特に、神奈川県の入札登録などが代表例であり、このような重要なポイントを HP や SNS 等を用いて積極的に周知する。

■各方針に沿って具体的な内容を検討するため意見交換

①職員の意識改革を促すための周知資料の作成

- ・なぜ簡易的な手法か
 - └冊子は職員に手にとってもらいづらい。周知を目的とするなら、読み手 (職員)の関心をダイレクトにつかむための印象的な内容のものがよい。
- どのようにして用いるのか
 - Lホームページで公開、庁内掲示板で定期的な掲示、研修資料へ用いる、等

②市民活動団体の契約先リストを作成する

- リスト作成における過程の精査
 - └リスト項目を検討するため、実際に委託している部署へのヒアリング
- 情報の収集方法の精査
 - └センター登録団体へのアンケート実施

③市民活動団体向けに HP や周知資料を整備する

- ・掲載内容の精査
 - └団体が望む情報、わかりやすい発信の方法などを検討。

本日は、委託ガイドラインの具体的着手に向けて、上記の①~③の議論に 沿って委員の皆さまからご意見をいただけたらと考えています。